

春日部市長

岩谷 一 弘



公 示 送 達 書

次のものに係る令和8年度軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2第1項及び市税条例第18条の規定により公示送達します。  
なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

氏 名	通知書番号	備 考
堀 徹志	0000059481	
堀 徹志	0000059482	

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。